



弁護士

山越 勇輝
(やまごし・ゆうき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

議案を否決する株主総会等の決議の取消を請求する訴えの適否

～最高裁判所第二小法廷判決平成28年3月4日裁判所時報1647号81頁～

弁護士 山越 勇輝

第1 はじめに

本判決は、ある議案を否決する株主総会決議の取消しを請求する訴えについて、会社法の規定の趣旨や否決決議の一般的な性格を踏まえ、不適法である旨判示した。これまでの学説や下級審裁判例において見解が分かれていた問題について、最高裁が初めて判断を示したものであり、理論的にも実務的にも重要な意義を有する判例である。

以下、本判例の理論構成やこれまでの下級審裁判例について検討する。

第2 事案の概要

Y社は、レストランの経営等を目的とする株式会社であり、取締役会非設置会社である。Y社の株主は、訴外Z、X1及びX2の3名であり、Y社株式の保有数は、Zが150株、X1及びX2は各75株である。これら3名の株主はいずれもY社の取締役であり、代表権を有している。

平成26年5月19日、Zは、Xらを取締役から解任することを議案とする臨時株主総会(以下、「本件総会」という。)を招集した。同月26日に開催された本件総会において、Xらを取締役から解任する旨の議案はいずれも否決された(以下、「本件否決決議」という。)。これを受け、Zは、Xらの取締役解任の訴えを提起した。同訴訟では、Xらの取締役解任議案が否決されたといえるか否かが争点の一つとなっている。

このような状況において、Xらは、本件総会の招集手続に瑕疵があるとして、本件否決決議の取消しを求めて訴えを提起した(以下、「本件訴え」という。)

第一審(福岡地判平成26年11月28日金融商事判例1490号17頁)は、本件訴えについて、訴えの利益を認め、本件総会の招集手続には、その招集が取締役の過半数によって決定されていないという瑕疵があるとして、本件否決決議を取り消した。これに対し、原審(福岡高判平成27年4月22日金融商事判例1490号16頁)は、本件否決決議のように議案を否決する決議は、会社法831条の「株主総会等の決議」には当たらないとし、本件訴えは不適法であるとして、原判決を取り消し、訴えを却下した。

第3 判旨

1 法廷意見

「会社法は、会社の組織に関する訴えについ

ての諸規定を置き(同法828条以下)、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から三箇月以内に限って訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り(同法831条)、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している(同法834条から839条まで)。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。

しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。このことは、当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない。

「以上によれば、本件否決決議の取消しを請求する本件訴えは不適法であって、これを却下した原判決は、正当として是認することができる。」

2 千葉裁判官補足意見(一部抜粋)

「否決の決議がされたことが何らかの法律効果の発生の要件とされているような事例は、想定されないではなく、そうなると、当該法律効果の発生を否定するためにこれを取り消す法律上の利益を観念する余地が生ずるかのように思われる。しかし、それは、否決の決議それ自体から当該法律効果が発生するのではなく、他の法的な定めにおいて議案が否決されることを要件として法的効果を発生させるという制度を作ったものであって、効果の発生を争うのであれば、否決の決議を取り消すのではなく、当該定め適用においては、取消事由となるような手続上の瑕疵のある否決の決議がされても、それは効果発生要件としての否決の決議には当たらない、あるいは否決されたとみるべきではない等といった合理的で柔軟な解釈をして適用を否定し、法律効果の発生を否定するといった処理が可能であろう。」

「例えば、否決された議案については、会社法304条ただし書は、当該提案が総株主の議決権の10分の1以上の賛成が得られなかったもの

であるときは、三年以内の再提案を認めていない。その点について、否決の決議を取り消せばこの制限が無くなり再提案が即時にできるので、取消しの訴えの利益を肯定できるという見解があるかもしれない。しかし、上記の制限は、否決された提案を短期間に繰り返すことが適当でないとして設けられたものであり、その趣旨を踏まえ、否決の決議が重大な瑕疵を有する手続によってされた場合は、これは再提案の制限の前提となる否決の決議にはなり得ないとして、三年間の制限は及ばず再提案ができると解釈すべきであり、否決の決議を取り消すまでの必要はない。このような場合に、否決の決議の取消しの利益を肯定するというのは、結局、否決の決議の取消訴訟という形で実質的に再提案が蒸し返されるおそれがあり、制度の趣旨に反することにもなりかねず、採り得ないところである」。

第4 検討

1 本件争点に関する裁判例について

(1) 訴えを適法とする下級審裁判例

ア 決議の取消しを認容する判決がなされた場合、会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議をしなければならない義務を負うため、かかる公正な審議の場を求めることについて法律上の利益がないとはいえないとする考え方があり得る(山形地判平成元年4月18日判タ701号231頁参照)。もっとも、この考え方に對しては、一般的に決議の取消しが認められたとしても、決議の効力の発生が阻止されるにとどまり、会社が再決議する義務までは負わないと解されるとの批判がある。

イ 次に、本件訴訟第一審判決において判示されているように、取締役解任の訴えにおいては、否決決議が取り消されるか否かによって、要件を具備するか否かが左右される関係にあるため、訴えの利益が存在する、との考え方がある。この点については、千葉裁判官の補足意見において、決議取消の訴えによらずとも要件該当性を争うことが可能であるとの考え方が示されている。

(2) 訴えを不適法とする下級審裁判例

東京地判平成21年12月15日(公刊物未登載)は、一般に、ある議案を否決する決議によって新たな法律関係が形成されることはなく、当該決議を取り消すことにより新たな法律関係が生じるものではないから、特段の事情がない限り、否決決議の取消しを求める訴えは、訴えの利益がないと判断している。同裁判例は、訴えの利益に言及しつつ、特段の事情という留保付きで不適法であるとの考え方を示している。

また、会社法831条ないし838条の規定が置かれた趣旨からすれば、決議取消の訴えの対象となる決議は、第三者に対しても効力を有するものを指すと解するのが相当であるため、否決決議は会社法831条所定の株主総会決議には当たらないとして、訴えの利益に言及せず不適法であるとする考え方もある(東京高判平成23年9月27日資料版商事法務333号39頁)。

2 本判決の意義

本判決は、議案を否決する決議の取消しの訴えについて不適法であるとしているが、その理由は以下のとおりである。

会社法831条1項は、瑕疵のある株主総会等の決議がされた日から3箇月以内に限り、決議の取消請求ができる旨定めている。この出訴期間の制限の趣旨は、株主総会等の決議によって新たな法律関係が生じ、さらにこれを基礎として第三者を含む関係者との間で新たな法律関係が積み重なっていくという株主総会等の決議の性格に鑑み、法律関係の早期安定を図る必要があるという点に求められる。決議取消の訴えの請求認容判決には対世効が認められているのも、株主総会の決議の性格に由来するものと考えられる。他方、ある議案を否決する株主総会等の決議の場合には、これによって新たな法律関係が生ずることはないし、これを取消することによって新たな法律関係が生ずることもない。したがって、議案を否決する決議につき、株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることを前提とする決議取消の訴えの対象とする必要はない、というのである。

本判決は、訴えを不適法と判示するにあたり、訴えの利益には言及していない。これは、訴えの利益の有無という個別的な判断ではなく、否決決議が一律に会社法831条に規定する「株主総会等の決議」には含まれないと判示したものと解釈することができる。

第5 最後に

本件最高裁判決の千葉裁判官の補足意見で示されているように、取締役解任の訴えにおける「当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決された」とことという要件充足性については、決議取消の訴えを経ず、当該訴訟において争うことになると考えられる。

もっとも、あらゆる否決決議が新たな法律関係を形成しないかどうかについては、疑問もある。すなわち、譲渡制限株式の譲渡承認にかかる決定を株主総会決議によって行う場合(会社法139条1項本文)には、譲渡承認にかかる議案が否決されたことをもって譲渡を承認しないという決定がされたこととなり、その旨の通知がされるが、否決決議が取り消されると、譲渡承認に関する決定がなかったこととなり決定内容の通知も無効となるから、みなし承認(同法145条1号)により、譲渡が承認されることとなる。このような場合には、本判決がその判旨において否定している、「否決決議による新たな法律関係」が発生しているようにも解されるからである(旬刊商事法務2106号9頁参照)。

したがって、本件最高裁判決は、前記東京地判平成21年12月15日と異なり、特段の事情という留保を付けずに否決決議の取消しの訴えについて不適法と判断しているため、あらゆる否決決議の取消しの訴えは不適法となるというのが素直な読み方ではあるものの、果たしてすべての否決決議の取消しの訴えについて本判決の射程が及ぶかどうかについては、慎重に検討する必要がある。